# 岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 6 年 9 月 定 例 会

# 令和６年９月岡崎市議会定例会議案目録


| 議案番号 | 件　　名 | ページ |
|---|---|---|
| 認定１ | 令和５年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について | 5 |
| 認定２ | 令和５年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について | 7 |
| 認定３ | 令和５年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について | 9 |
| 認定４ | 令和５年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について | 11 |
| 78 | 工事請負の契約について（岡崎市美術博物館改修工事（第２期）（週休２日）） | 13 |
| 79 | 工事請負の契約について（岡崎地域文化広場大屋根設置工事（週休２日）） | 15 |
| 80 | 工事請負の契約について（岡崎市福岡南保育園改築工事（週休２日）） | 17 |
| 81 | 工事請負の契約について（岡崎中央総合公園総合体育館改修工事） | 19 |
| 82 | 工事請負の契約について（岡崎中央総合公園総合体育館電気設備改修工事） | 21 |
| 83 | 物品の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車） | 23 |
| 84 | 工事請負の契約について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修工事） | 25 |
| 85 | 工事請負の契約について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修給排水衛生設備工事） | 27 |
| 86 | 工事請負の契約について（岡崎市立根石小学校北棟大規模改修電気設備工事） | 29 |
| 87 | 工事請負の契約について（岡崎市立矢作中学校北棟大規模改修工事） | 31 |
| 88 | 岡崎市徳川家康公顕彰条例の制定について | 33 |
| 89 | 岡崎市長の退職手当の特例に関する条例の制定について | 35 |
| 90 | 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 37 |
| 91 | 岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について | 39 |
| 92 | 岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | 41 |

| | | |
|---|---|---|
| 93 | 岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について | 43 |
| 94 | 岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | 45 |
| 95 | 岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | 47 |
| 96 | 岡崎市都市公園条例の一部改正について | 49 |
| 97 | 岡崎市病院事業の料金に関する条例等の一部改正について | 51 |
| 98 | 令和６年度岡崎市一般会計補正予算（第３号） | 53 |
| 99 | 令和６年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号） | 61 |
| 100 | 令和６年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） | 63 |
| 101 | 令和６年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第１号） | 67 |
| 102 | 令和６年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第１号） | 71 |
| 103 | 令和６年度岡崎市病院事業会計補正予算（第１号） | 75 |
| 104 | 令和６年度岡崎市水道事業会計補正予算（第１号） | 77 |

令和６年認定第１号

令和５年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和５年度の岡崎市一般会計、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計、岡崎市農業集落排水事業特別会計、岡崎市国民健康保険事業特別会計、岡崎市後期高齢者医療特別会計、岡崎市介護保険特別会計、岡崎市継続契約集合支払特別会計、岡崎市額田北部診療所特別会計、岡崎市こども発達医療センター特別会計、岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計、岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、岡崎市宮崎財産区特別会計及び岡崎市形埜財産区特別会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

令和６年認定第２号

令和５年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和５年度岡崎市病院事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

令和６年認定第３号

令和５年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和５年度岡崎市水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第４項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

| | |
|---|---|
| 未処分利益剰余金 | 1,423,508,380円 |
| 資本金への組入れ | 1,423,508,380円 |

令和６年認定第４号

令和５年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和５年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第４項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

| | |
|---|---|
| 未処分利益剰余金 | 161,529,767円 |
| 資本金への組入れ | 161,529,767円 |

令和６年第78号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎市美術博物館改修工事（第２期）（週休２日）
２　工事概要
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上２階地下１階建て　延べ6,468.40平方メートル
外部改修工事一式
内部改修工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
1,144,000,000円
５　完成期限
令和８年３月６日
６　契約の相手方
岡崎市日名中町６番地１
酒部建設株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第79号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎地域文化広場大屋根設置工事（週休２日）
２　工事概要
鉄骨造平家建て　延べ999.97平方メートル
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
332,200,000円
５　完成期限
令和７年10月31日
６　契約の相手方
岡崎市明大寺町字西郷中37番地
小原建設株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第80号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎市福岡南保育園改築工事（週休２日）
２　工事概要
鉄筋コンクリート造及び木造一部鉄骨造２階建て　延べ794.22平方メートル
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
443,300,000円
５　完成期限
令和８年２月13日
６　契約の相手方
岡崎市唐沢町一丁目25番地
サンモク工業株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第81号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎中央総合公園総合体育館改修工事
２　工事概要
⑴　体育館
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上３階建て　延べ8,535.44平方メートル
便所改修工事一式
バリアフリー改修工事一式
⑵　錬成道場
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上２階地下１階建て　延べ4,209.07平方メートル
防水改修工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
623,700,000円
５　完成期限
令和７年６月27日
６　契約の相手方
岡崎市戸崎町字郷畔20番地
丸ヨ建設工業株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第82号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎中央総合公園総合体育館電気設備改修工事
２　工事概要
電気設備改修工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
345,400,000円
５　完成期限
令和７年６月27日
６　契約の相手方
岡崎市青木町９番地６
株式会社イクス

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第83号議案

物品の取得について

次のとおり、物品の買入れをするものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　買入目的
消防業務の用に供するため
２　買入物品
災害対応特殊消防ポンプ自動車　２両
３　契約方法
指名競争入札
４　買入金額
100,053,520円
５　納品期限
令和８年３月31日
６　契約の相手方
名古屋市中区金山二丁目１番５号
平和機械株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要があるによる。

令和６年第84号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎市立根石小学校北棟大規模改修工事
２　工事概要
鉄筋コンクリート造３階建て　延べ3,640平方メートル
外部改修工事一式
内部改修工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
526,240,000円
５　完成期限
令和７年12月12日
６　契約の相手方
岡崎市稲熊町字寺下66番地26
太田建設株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第85号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎市立根石小学校北棟大規模改修給排水衛生設備工事
２　工事概要
大規模改修給排水衛生設備工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
162,800,000円
５　完成期限
令和７年12月12日
６　契約の相手方
岡崎市欠町字金谷３番地１
武田機工株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第86号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎市立根石小学校北棟大規模改修電気設備工事
２　工事概要
大規模改修電気設備工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
198,550,000円
５　完成期限
令和７年12月12日
６　契約の相手方
岡崎市美合町字本郷290番地
株式会社戸松電気工業所

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第87号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

１　契約目的
岡崎市立矢作中学校北棟大規模改修工事
２　工事概要
鉄筋コンクリート造３階建て　延べ1,786平方メートル
外部改修工事一式
内部改修工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
225,500,000円
５　完成期限
令和７年11月28日
６　契約の相手方
岡崎市樫山町字池田36番地４
大黒屋建設株式会社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和６年第88号議案

岡崎市徳川家康公顕彰条例の制定について

岡崎市徳川家康公顕彰条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市徳川家康公顕彰条例

岡崎に生まれた徳川家康公は、群雄割拠の戦国時代において、「厭離穢土欣求浄土」という揺るぎない信念を持ち、苦難に耐え、乱世を鎮めて江戸幕府を開き、265年にも及ぶ平和国家の礎を築いた。家康公と志を共にした三河武士もまた、岡崎をふるさととし、日本各地で現代の礎となるまちづくりを行った。

これら以外の功績に目を向けると、八丁味噌に見られる日本の伝統的な食文化の発達や、花火に見られる火薬の平和利用など、敬意と誇りをもって未来に語り伝えるべき偉業は計り知れず、今日の岡崎に生きる市民一人一人の中には、生命を賭して平和を希求した先人たちの風格と誇りが息づいている。

徳川家康公生誕の地に住むわたしたち岡崎市民は、家康公の功績を尊び、三河武士の生き方に想いを寄せ、岡崎市民の名誉にかけて、平和国家を希求し続けることや連綿と続く歴史、文化及び伝統産業を次の世代に守り伝える取組を通じ、希望と活力に満ち、愛される都市の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、徳川家康公の顕彰に関し基本理念を定め、徳川家康公の信念及び功績を語り伝えるとともに、徳川家康公ゆかりの歴史文化資産の保存及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を形成し、もって希望と活力に満ちた愛される都市を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　徳川家康公の顕彰は、次に掲げる事項を基本理念として、市、市民及び事業者が相互に働きかけ、及び協力することにより行うものとする。

⑴　徳川家康公に愛着を持ち、及びその功績に誇りを持つことができる環境を整えること。

⑵　徳川家康公の信念及び功績を語り伝えること。

（市の役割）

第３条　市は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

⑴　徳川家康公及びその功績に係る情報の収集及び発信をする施策

⑵　徳川家康公及びその功績を学ぶ機会を提供する施策

⑶　徳川家康公ゆかりの歴史文化資産の保存及び活用をする施策

⑷　前３号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要と認められる施策

（徳川家康公の功績をたたえる日）

第４条　徳川家康公及びその功績について理解と関心を深め、広く共有されることを期する日として、生誕日とされる12月26日を徳川家康公の功績をたたえる日とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、徳川家康公の顕彰に係る取組を通じ、希望と活力に満ちた愛される都市を実現するため、当該顕彰の基本理念、市の役割等を定める必要があるによる。

令和６年第89号議案

岡崎市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

岡崎市長の退職手当の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日において在職する市長の同日を含む任期に係る退職手当は、岡崎市職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡崎市条例第12号）第２条第１項の規定にかかわらず、支給しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市長の退職手当を支給しないこととする必要があるによる。

令和６年第90号議案

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２項及び別表第２の２項中「支給」の次に「及び補聴器購入費補助金の交付」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、日常生活上の支障がある高齢者を対象にした補聴器購入費の補助に関する事業を実施するに当たり、申請者が所得証明書等の提出を省略できるようにするため、番号利用事務の範囲を見直す必要があるによる。

令和６年第91号議案

岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

岡崎市子ども医療費助成条例（昭和47年岡崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「(特定子どもを除く。)」を削り、同条第３項を削り、同条第４項中「(特定子どもを除く。)」を削り、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第３条第１項を次のように改める。

市は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる子どもに係る医療に要する費用を助成する。

⑴　保護者　その監護する子ども

⑵　保護者のない高校生等　当該高校生等

第３条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第３条の２第１項及び第２項中「前条第３項第２号」を「前条第２項第２号」に改める。

第４条第１項中「保護者」の次に「又は保護者のない高校生等」を加え、「(高校生等を除く。)」を削る。

第５条第１項中「(高校生等及び特定子どもを除く。)」及び「。次項において同じ。」を削り、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、「又は保護者等」を削り、同項を同条第２項とする。

第６条第１項中「受給資格者が」を「受給資格者である保護者が」に改め、「監護する子ども」の次に「又は受給資格者である保護者のない高校生等」を加

える。

附　則

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の岡崎市子ども医療費助成条例の規定は、令和８年１月１日以後に受けた医療に要する費用の助成について適用し、同日前に受けた医療に要する費用の助成については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、子育て世代の経済的な負担軽減と子どもの健康を確保することで、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、現在中学生までとしている通院に係る医療費助成の対象者を、高校生世代までに拡大する必要があるによる。

令和６年第92号議案

岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和７年３月31日」を「令和12年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、多くの待機児童が生じている中、設備の基準に沿った定員にすることにより、更なる待機児童が生じるおそれがあるため、設備の基準に関する経過措置を延長する必要があるによる。

令和６年第93号議案

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岡崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「30人」を「25人」に改め、同項第２号中「18人」を「15人」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第４条第１項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第４条第１項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について基準となる告示が一部改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における子どもに対する教育及び保育に直接従事す

る職員の配置数を改める必要があるによる。

令和６年第94号議案

岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第５条中「18人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第５条の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第５条の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（理由）

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所における保育士の配置数を改める必要があるによる。

令和６年第95号議案

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「30人」を「25人」に改め、同項第２号中「18人」を「15人」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第３条第１項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第３条第１項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置数を改める必要があるによる。

令和６年第96号議案

岡崎市都市公園条例の一部改正について

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例

岡崎市都市公園条例（昭和32年岡崎市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「岡崎公園駐車場」を「岡崎城公園駐車場」に改める。

第17条第１項中「、岡崎公園」を「、岡崎城公園」に、「岡崎公園等」を「岡崎城公園等」に改め、同条第２項各号列記以外の部分及び第１号中「岡崎公園等」を「岡崎城公園等」に改め、同項第２号中「岡崎公園」を「岡崎城公園」に改め、同項第３号中「岡崎公園等」を「岡崎城公園等」に改める。

別表第１岡崎公園の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 岡崎城公園 | 巽閣 |
| | 葵松庵 |
| | 城南亭 |
| | 岡崎城二の丸能楽堂 |
| | 岡崎城 |
| | 三河武士のやかた家康館 |
| | 岡崎城公園駐車場 |
| | 岡崎城公園電源設備 |

別表第２中「岡崎公園駐車場」を「岡崎城公園駐車場」に、「岡崎公園電源設備」を「岡崎城公園電源設備」に改める。

附　則

この条例は、令和６年12月26日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎公園の名称が変更されたことに伴い、所要の規定を整理する必要があるによる。

令和６年第97号議案

岡崎市病院事業の料金に関する条例等の一部改正について

岡崎市病院事業の料金に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

岡崎市病院事業の料金に関する条例等の一部を改正する条例

（岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正）

第１条　岡崎市病院事業の料金に関する条例（平成10年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第２中⑷項を⑸項とし、⑶項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ⑷ | 長期収載品加算料（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第２条第15号に規定する後発医薬品のある同号に規定する新医薬品等の処方等又は調剤に係る加算料） | 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第１の１の３の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額 |

（岡崎市額田宮崎診療所条例の一部改正）

第２条　岡崎市額田宮崎診療所条例（平成17年岡崎市条例第109号）の一部を次

のように改正する。

第７条第１項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第２条第15号に規定する後発医薬品のある同号に規定する新医薬品等の処方等又は調剤の場合　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第１の１の３の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額

第７条第２項中「前項第５号」を「前項第６号」に改める。

（岡崎市額田北部診療所条例の一部改正）

第３条　岡崎市額田北部診療所条例（平成17年岡崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第２条第15号に規定する後発医薬品のある同号に規定する新医薬品等の処方等又は調剤の場合　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第１の１の３の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額

第７条第２項中「前項第５号」を「前項第６号」に改める。

附　則

この条例は、令和６年10月１日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、患者が長期収載品の処方等又は調剤を選択した場合に加算して徴収する料金を定める必要があるによる。

令和６年第98号議案

令和６年度岡崎市一般会計補正予算（第３号）

令和６年度岡崎市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,374,399千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の追加は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の追加は、「第４表　債務負担行為補正」による。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 14 分担金及び負担金 | | 1,031,815 | 101 | 1,031,916 |
| | 1 負担金 | 1,031,815 | 101 | 1,031,916 |
| 16 国庫支出金 | | 25,800,416 | 9,645 | 25,810,061 |
| | 1 国庫負担金 | 16,591,280 | 3,580 | 16,594,860 |
| | 2 国庫補助金 | 9,128,139 | 6,065 | 9,134,204 |
| 17 県支出金 | | 9,873,826 | 34,918 | 9,908,744 |
| | 1 県負担金 | 6,540,833 | 1,790 | 6,542,623 |
| | 2 県補助金 | 2,507,870 | 33,128 | 2,540,998 |
| 18 財産収入 | | 1,467,508 | 155 | 1,467,663 |
| | 1 財産運用収入 | 266,934 | 155 | 267,089 |
| 19 寄附金 | | 542,405 | 84,662 | 627,067 |
| | 1 寄附金 | 542,405 | 84,662 | 627,067 |
| 20 繰入金 | | 8,495,370 | 19,000 | 8,514,370 |
| | 2 基金繰入金 | 8,327,478 | 19,000 | 8,346,478 |
| 21 繰越金 | | 20,432 | 223,306 | 243,738 |
| | 1 繰越金 | 20,432 | 223,306 | 243,738 |
| 22 諸収入 | | 5,702,680 | 38,255 | 5,740,935 |
| | 4 受託事業収入 | 533,638 | 131 | 533,769 |
| | 5 雑入 | 4,148,651 | 38,124 | 4,186,775 |
| 歳　入　合　計 | | 145,964,357 | 410,042 | 146,374,399 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 総務費 | | 14,548,926 | 13,359 | 14,562,285 |
| | 1 総務管理費 | 7,544,835 | 7,160 | 7,551,995 |
| | 2 総務諸費 | 4,856,116 | 6,199 | 4,862,315 |
| 3 民生費 | | 58,120,793 | 98,788 | 58,219,581 |
| | 1 社会福祉費 | 14,942,341 | 6,972 | 14,949,313 |
| | 2 老人福祉費 | 11,993,132 | 48,152 | 12,041,284 |
| | 3 児童福祉費 | 26,485,629 | 41,574 | 26,527,203 |
| | 4 生活保護費 | 4,699,191 | 2,090 | 4,701,281 |
| 4 衛生費 | | 17,346,052 | 76,257 | 17,422,309 |
| | 1 保健衛生費 | 6,559,127 | 26,967 | 6,586,094 |
| | 2 衛生諸費 | 3,478,467 | 12 | 3,478,479 |
| | 3 環境費 | 2,008,270 | 49,278 | 2,057,548 |
| 6 農林業費 | | 2,192,817 | 46,150 | 2,238,967 |
| | 1 農業費 | 1,097,658 | 19,482 | 1,117,140 |
| | 2 農業基盤整備費 | 733,316 | 6,050 | 739,366 |
| | 3 林業費 | 361,843 | 20,618 | 382,461 |
| 7 商工費 | | 3,070,165 | 1,539 | 3,071,704 |
| | 1 商工費 | 3,070,165 | 1,539 | 3,071,704 |
| 8 土木費 | | 21,029,600 | 148,236 | 21,177,836 |
| | 1 土木管理費 | 1,222,144 | 7,401 | 1,229,545 |
| | 4 河川費 | 425,043 | 10,632 | 435,675 |
| | 5 都市計画費 | 7,810,510 | 56,545 | 7,867,055 |
| | 6 公園緑地費 | 4,237,141 | 73,658 | 4,310,799 |
| 9 消防費 | | 4,423,010 | 1,803 | 4,424,813 |
| | 1 消防費 | 4,423,010 | 1,803 | 4,424,813 |
| 10 教育費 | | 17,402,542 | 23,910 | 17,426,452 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 1 教育総務費 | 2,654,711 | 1,294 | 2,656,005 |
| | 3 中学校費 | 1,534,823 | 11,983 | 1,546,806 |
| | 4 学校教育費 | 7,986,318 | 6,059 | 7,992,377 |
| | 5 社会教育費 | 2,461,145 | 1,879 | 2,463,024 |
| | 6 保健体育費 | 856,365 | 2,695 | 859,060 |
| 歳　出　合　計 | | 145,964,357 | 410,042 | 146,374,399 |

第２表　継続費補正

変更

| 款 | 項 | 事業名 | 補正前 | | | 補正後 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総額 | 年度 | 年割額 | 総額 | 年度 | 年割額 |
| | | | 千円 | | 千円 | 千円 | | 千円 |
| ８土木費 | ６公園緑地費 | 岡崎中央総合公園空調設備改修事業 | 131,893 | 令和５年度 | 6,400 | 144,621 | 令和５年度 | 6,400 |
| | | | | 令和６年度 | 110,597 | | 令和６年度 | 123,325 |
| | | | | 令和７年度 | 14,896 | | 令和７年度 | 14,896 |

第３表　繰越明許費補正

追加

| 款 | 項 | 事　業　名 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| | | | 千円 |
| ８ 土　木　費 | １　土 木 管 理 費 | 総 合 現 業 事 務 所<br>備 品 整 備 事 業 | 6,898 |
| | | 総合現業事務所総括事業 | 32 |

第４表　債務負担行為補正

追加

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| | | 千円 |
| 本庁舎太陽光発電設備等の賃借に要する経費 | 令和７年度から令和 16 年度まで | 13,362 |
| 福祉総合システム改修に要する経費 | 令和７年度 | 7,315 |
| 生活困窮者世帯等の学習支援に要する経費 | 令和７年度 | 15,671 |
| 電気自動車等の賃借に要する経費 | 令和７年度から令和 12 年度まで | 725,124 |
| 岡崎中央総合公園大型蓄電池の賃借に要する経費 | 令和７年度から令和 17 年度まで | 311,160 |
| 岡崎中央総合公園野球場改修に要する経費 | 令和７年度 | 1,793,000 |
| 消防自動車購入に要する経費 | 令和７年度 | 74,310 |
| （仮）岡崎市西部学校給食センター整備及び維持管理に要する経費 | 令和７年度から令和 21 年度まで | 175,665 |

令和６年第99号議案

令和６年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の債務負担行為の補正）

第１条　事業勘定の債務負担行為の追加は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

第１表　債務負担行為補正

追加

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| 納入通知書印字封入封緘（かん）に要する経費 | 令和７年度 | 千円<br>9,505 |
| 督促状等印字封入封緘（かん）に要する経費 | 令和７年度 | 4,145 |

令和６年第100号議案

令和６年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和６年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,322,679千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 繰入金 | | 1,112,092 | 8,962 | 1,121,054 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,112,092 | 8,962 | 1,121,054 |
| 4 繰越金 | | 1 | 28,459 | 28,460 |
| | 1 繰越金 | 1 | 28,459 | 28,460 |
| 歳　入　合　計 | | 7,285,258 | 37,421 | 7,322,679 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 総務費 | | 111,058 | 8,962 | 120,020 |
| | 1 総務管理費 | 88,596 | 8,962 | 97,558 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 7,166,890 | 28,459 | 7,195,349 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 7,166,890 | 28,459 | 7,195,349 |
| 歳　出　合　計 | | 7,285,258 | 37,421 | 7,322,679 |

第２表　債務負担行為

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| 納入通知書印字封入封緘に要する経費 | 令和７年度 | 千円<br>8,667 |
| 督促状等印字封入封緘に要する経費 | 令和７年度 | 1,114 |

令和６年第101号議案

令和６年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和６年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402,407千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,580,069千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 国庫支出金 | | 5,048,979 | 45,968 | 5,094,947 |
| | 1 国庫負担金 | 4,550,157 | 41,181 | 4,591,338 |
| | 2 国庫補助金 | 498,822 | 4,787 | 503,609 |
| 4 支払基金交付金 | | 6,757,328 | 36,434 | 6,793,762 |
| | 1 支払基金交付金 | 6,757,328 | 36,434 | 6,793,762 |
| 5 県支出金 | | 3,495,322 | 6,498 | 3,501,820 |
| | 1 県負担金 | 3,406,246 | 3,662 | 3,409,908 |
| | 2 県補助金 | 89,076 | 2,836 | 91,912 |
| 6 財産収入 | | 6,300 | 7,275 | 13,575 |
| | 1 財産運用収入 | 6,300 | 7,275 | 13,575 |
| 7 繰入金 | | 4,473,341 | 16,103 | 4,489,444 |
| | 1 一般会計繰入金 | 4,084,979 | 9,998 | 4,094,977 |
| | 2 基金繰入金 | 388,362 | 6,105 | 394,467 |
| 8 繰越金 | | 1 | 290,129 | 290,130 |
| | 1 繰越金 | 1 | 290,129 | 290,130 |
| 歳　入　合　計 | | 26,177,662 | 402,407 | 26,580,069 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 地域支援事業費 | | 668,732 | 22,690 | 691,422 |
| | 1 介護予防・生活支援サービス事業費 | 514,519 | 22,690 | 537,209 |
| 4 基金積立金 | | 6,300 | 344,231 | 350,531 |
| | 1 基金積立金 | 6,300 | 344,231 | 350,531 |
| 5 諸支出金 | | 167,345 | 35,486 | 202,831 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 7,011 | 35,486 | 42,497 |
| 歳　出　合　計 | | 26,177,662 | 402,407 | 26,580,069 |

第２表　債務負担行為補正

追加

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| 納入通知書印字封入封緘に要する経費 | 令和７年度 | 千円<br>4,096 |
| 督促状等印字封入封緘に要する経費 | 令和７年度 | 1,368 |

令和６年第102号議案

令和６年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第１号）

令和６年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271,676千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 繰入金 | | 170,938 | 12 | 170,950 |
| | 1 一般会計繰入金 | 170,938 | 12 | 170,950 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 271,664 | 12 | 271,676 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 4 諸支出金 | | 1 | 12 | 13 |
| | 1 償還金 | 1 | 12 | 13 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 271,664 | 12 | 271,676 |

令和６年第103号議案

令和６年度岡崎市病院事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和６年度病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度病院事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科　目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （　計　） |
|---|---|---|---|
| 支 | | 出 | |
| 第１款　病院事業費用 | 27,130,375千円 | 29,891千円 | 27,160,266千円 |
| 第１項　医業費用 | 26,288,756千円 | 8,183千円 | 26,296,939千円 |
| 第３項　特別損失 | 18,385千円 | 21,708千円 | 40,093千円 |

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

令和６年第104号議案

令和６年度岡崎市水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和６年度水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科　目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （　計　） |
|---|---|---|---|
| 支 | | 出 | |
| 第１款　水道事業費用 | 7,627,510千円 | 16,885千円 | 7,644,395千円 |
| 第３項　特別損失 | 5,676千円 | 16,885千円 | 22,561千円 |

令和６年８月21日提出

岡崎市長　中　根　康　浩